

資料3

10月21日 食品衛生分科会

文書による報告品目等に関する資料

(3) 文書による報告品目等

① 農薬等

・ジメトモルフ（適用拡大＋インポートトレランス申請）	1
・スピネットラム（適用拡大）	6
・プロパモカルブ（適用拡大）	14
・ハロスルフロンメチル（インポートトレランス申請）	19
・シアゾファミド（適用拡大）	23
・メタラキシル及びメフェノキサム（適用拡大）	28
・メトコナゾール（インポートトレランス申請）	35
・エチプロール（適用拡大）	39
・スピロメシフェン（適用拡大）	42
・テブフロキン（適用拡大）	48
・ベンチアバリカルブイソプロビル（適用拡大＋インポート トレランス申請）	51
・ベンチオピラド（適用拡大）	54

② 乳及び乳製品

・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について	61
------------------------------	----

ジメトモルフ (Dimethomorph)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆 小豆類	0.2 0.3	0.2 0.3	○ ○			<0.02(#), 0.05(#) 0.09(#), 0.07(#)
ばれいしょ	0.1	0.1	○	0.05		<0.02, <0.02
はくさい	2	2.0	○			0.79, 0.60
キャベツ	6	2	○・IT	2	6.0	アメリカ 【0.19-4.61(n=10)(外葉あり) 0.03-0.84(n=10)(外葉なし)(米 国)】
芽キャベツ	2	2.0				
ケール	20	20				
こまつな	20	20				
きょうな	20	20				
チンゲンサイ	20	20				
カリフラワー	6	2.0	IT		6.0	アメリカ
ブロッコリー	6	1	IT	1	6.0	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.02		0.02		【米国キャベツ、ブロッコリー参 【0.30-2.62(n=10)(米国)】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○	10		
たまねぎ	2	2.0	○			
ねぎ(リーキを含む。)	15	2	○・IT		15.0	アメリカ 【1.78-6.60(n=3) (グリーンオニオン)(米国)】
にんにく	2	2.0				
その他のゆり科野菜	15	2.0	IT		15.0	アメリカ 【米国ねぎ参照】
セロリ	30		IT		30.0	アメリカ 【1.23-4.1(n=8)(レタス) 3.44-10.53(n=9)(リーフレタス) 1.28-8.82(n=9)(セロリ) 5.19-11.47(n=8)(ほうれんそう)(米 国)】
トマト ピーマン	3 1	3 1	○ ○	1 1		1.46, 1.42(ミニトマト)
なす	1	1				
その他のなす科野菜	1	1				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7		0.5		0.08, 0.30(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1		0.5		0.06, 0.448(\$)
しろとうり	0.5	0.5		0.5		
すいか	0.5	0.5				
メロン類果実	0.5	0.5				
まくわうり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
ほうれんそう	50		申			27.1, 36.3(\$)
オクラ	1	1		1		
えだまめ	10	10	○			2.34(#), 4.68(#)
しいたけ	1			1		
その他の野菜	10	10				
みかん	0.5	0.5	○			0.02, 0.11(\$)
いちご	0.05	0.05		0.05		
ぶどう	10	5	○・申	2		5.00(\$), 0.59
パイナップル	0.01	0.01		0.01		
その他の果実	1	1		1		
ホップ	80	80		80		
その他のスパイス	15	15	○			1.18, 6.84(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	20	20		10		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
他の陸棲哺乳類に属する動物の筋	0.01	0.01		0.01		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
豚の脂肪	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂	0.01	0.01				【牛の筋肉参照】
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
他の陸棲哺乳類に属する動物の食	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉参照】
他の家きんの脂肪	0.01	0.01				【鶏の筋肉参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓及び腎臓参照】
他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		【推:<0.01】
他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		【鶏の卵参照】
とうがらし(乾燥させたもの)		5		5		
干しうどり		5		5		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参考するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

ジメトモルフ

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.2
小豆類 ^{注1)}	0.3
ぼれいしょ	0.1
はくさい	2
キャベツ	6
芽キャベツ	2
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チングンサイ	20
カリフラワー	6
ブロッコリー	6
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む。)	15
にんにく	2
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	15
セロリ	30
トマト	3
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろとうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.5
ほうれんそう	50
オクラ	1
えだまめ	10
しいたけ	1
その他の野菜 ^{注6)}	10
みかん	0.5
いちご	0.05
ぶどう	10
パイナップル	0.01
その他の果実 ^{注7)}	1
ホップ	80
その他のスパイス ^{注8)}	15
その他のハーブ ^{注9)}	20

※今回基準値を設定するジメトモルフとは、ジメトモルフ(B体)及びジメトモルフ(Z体)の和をいう。

※とうがらし(乾燥させたもの)及び干しふどうについては、現行基準が削除される。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょウガ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

注8)「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょウガ、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

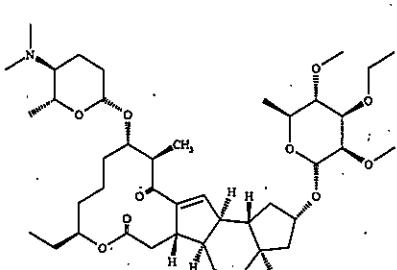
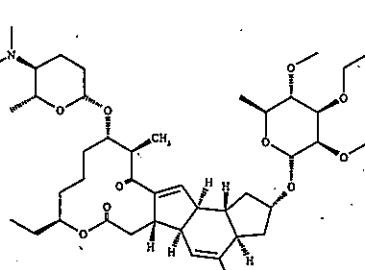
食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注11)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注12)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スピネトラム (Spinetoram)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	  スピネトラム-J スピネトラム-L										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	土壤放線菌 (<i>Saccharopolyspora spinosa</i>) が産生する活性物質 (スピノシン) に由来するマクロライド系殺虫剤であり、スピネトラム-J 及びスピネトラム-L の混合物である。鱗翅目、総翅目及び双翅目等の害虫に殺虫活性を示す。シナプス後膜に存在するアセチルコリン受容体と γ -アミノ酪酸 (GABA) 受容体のイオンチャネルに作用し、神経活動に異常を引き起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／キンモンホソガ、かんきつ／ミカンハモグリガ 等										
我が国の登録状況	りんご、かんきつ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2008 年に JMPR における毒性評価が行われ ADI が設定されている。国際基準はレタス、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアスパラガス、バナナ等に、カナダにおいてブロッコリー、りんご等に EU においてグレープフルーツ、なし等に、オーストラリアにおいてりんご、すもも等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>一日摂取許容量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：スピネトラムとする。										
暴露評価	EDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="571 1752 1413 1977"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>25.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI／ADI (%)	国民平均	16.6	幼小児 (1~6 歳)	25.4	妊婦	15.6	高齢者 (65 歳以上)	19.9
	EDI／ADI (%)										
国民平均	16.6										
幼小児 (1~6 歳)	25.4										
妊婦	15.6										
高齢者 (65 歳以上)	19.9										
意見聴取の状況	平成 26 年 6 月 2 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										

答申案

別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
大豆	0.1	0.02	申			<0.02,<0.02
小豆類	0.1	申	申			<0.02,<0.02(いんげんまめ) (だいす、いんげんまめ参照)
えんどう	0.1	申	申			(だいす、いんげんまめ参照)
そら豆	0.1	申	申			(だいす、いんげんまめ参照)
その他の豆類	0.1	申	申			(だいす、いんげんまめ参照)
ばれいしょ	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.005(n=14)(米国スピノサド)】
かんしょ	0.1	申				<0.02,<0.02
てんさい	0.1	0.1		0.01	0.10	アメリカ
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			3.40,2.95
かぶ類の根	0.2	申	申			0.03,0.03
かぶ類の葉	3	申	申			1.34,1.38
クレソン	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
はくさい	1	1	○			0.36(\$),<0.02
キャベツ	2	2	○	0.3	アメリカ	【0.006-0.459(n=8)(米国スピノサド)】
芽キャベツ	2	2		0.3	アメリカ	【米国キャベツ参照】
ケール	5	申				(こまつな,きょうな,チングンサイ参照)
こまつな	10	10	○		10	アメリカ
きょうな	10	10			10	アメリカ
チングンサイ	10	10			10	アメリカ
カリフラワー	2	2	○	0.3	2.0	アメリカ
プロッコリー	2	2	○	0.3	2.0	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	10	10		0.3	10	アメリカ
エンダイブ	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
しゅんぎく	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃくを含む。)	10	10	○	10		2.47,4.30(サラダ菜)
その他のきく科野菜	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○	0.8	2.0	アメリカ
にら	2	申				【0.09-1.15(\$)(n=3)(米国スピノサド)】
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.36,0.70
その他のゆり科野菜	0.8	0.8		0.8		0.06(\$),0.03
バセリ	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
セロリ	8	8		6	8.0	【0.37-1.84(n=6)(米国スピノサド)】
その他のせり科野菜	8	8		8.0	アメリカ	【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.06		0.27(\$),0.08(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.30,0.12
なす	0.2	0.2	○			0.05,0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.07,0.05
かぼちゃ(ズカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.01	0.30	【0.009(\$)-0.07(\$)(n=6)(米国スピノサド)】
しろうり	0.3	0.3			0.30	【米国きゅうり参照】
メロン類果実	0.1	0.1	○	0.1		【米国きゅうり参照】
その他のうり科野菜	0.3	0.3		0.30	アメリカ	<0.02,<0.02
ほうれんそう	10	8	申	8		【米国きゅうり参照】
未成熟えんどう	2	0.3	申			4.82,3.92
未成熟いんげん	1	0.3	申	0.05		0.64(\$),0.18
えだまめ	0.5	0.3	申			0.32(\$),0.15
その他の野菜	8	8		0.05	8.0	アメリカ
みかん なつみかんの果実全体	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
	0.3	0.3	○			0.10,0.04

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
レモン	0.7	0.7	○			(かぼす,すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.07		(かぼす,すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(かぼす,すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○			(かぼす,すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.07		0.23(かぼす),0.22(すだち)
りんご	0.5	0.5	○	0.05	0.20	アメリカ 【<0.02-0.02(n=5)(米国) 【0.004-0.105(n=16) (米国スピノサド参照)】 0.12,0.09 (日本なし参照) 【米国りんご参照】
日本なし	0.5	0.5	○	0.05		
西洋なし	0.5	0.5	○	0.05		
マルメロ	0.2	0.2		0.05	0.20	アメリカ
もも	0.1	0.1	○	0.3		<0.02,<0.02
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.3		0.12,0.12
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2			0.20	アメリカ 【米国すもも参照】 0.05,<0.02
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			【<0.005-0.012(n=4)(米国スピノサ ド)】 0.15,0.07
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			
いちご	2	2	○			0.58(\$),0.14
ラズベリー	0.8	0.8		0.8	0.70	アメリカ 【<0.010-0.578(n=2) (米国スピノサド)】 【米国ラズベリー参照】 0.17(\$),0.03
ブラックベリー	0.7	0.7			0.70	アメリカ
ブルーベリー	0.5	0.5	○	0.2		
クランベリー	0.01	0.01			0	アメリカ 【<0.01(n=6) (米国スピノサド)】
ハングルベリー	0.2	0.2		0.2		
その他のベリー類果実	0.7	0.7			0.70	アメリカ 【米国ラズベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5	○	0.3		0.20,0.14
かき	0.3		申			0.07,0.05
バナナ	0.3	0.3			0.3	アメリカ 【<0.0224-0.199(n=5) (米国スピノサド)】
パパイヤ	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【米国かんきつ類、りんご、 核果類参照】
アボカド	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【米国かんきつ類、りんご、 核果類参照】
パイナップル	0.02	0.02			0	アメリカ 【<0.040(n=3) (米国スピノサド)】
グアバ	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【米国かんきつ類、りんご、 核果類参照】
マンゴー	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【米国かんきつ類、りんご、 核果類参照】
パッションフルーツ	0.3	0.3			0.30	アメリカ 【米国かんきつ類、りんご、 核果類参照】
その他の果実	0.5	0.2	申	0.01		0.14,0.10(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01			0.01	
くり	0.1	0.1			0.01	アメリカ 【米国アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.1			0.01	アメリカ 【米国アーモンド参照】
アーモンド	0.1	0.1			0.01	0.10
くるみ	0.1	0.1			0.01	0.10
その他のナッツ類	0.1	0.1			0.01	0.10
アーモンド	0.1	0.1			0.01	0.10
アーモンド	0.1	0.1			0.01	0.10
アーモンド	0.1	0.1			0.01	0.10
茶	40	3	○・申			31.1(\$),12.5
その他のスパイス	3	3	○			1.02(\$),0.58(みかん果皮)
その他のハーブ	8	8			8.0	アメリカ 【米国セロリ参照】
牛の筋肉	0.01	0.01				【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.01	0.01				【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				【牛の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪	0.2	0.2			0.2	
豚の脂肪	0.2	0.2			0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2			0.2	
牛の肝臓	0.01	0.01			0.01	
豚の肝臓	0.01	0.01			0.01	

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		【推:0.00675】
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.01	0.01		0.01		【推:0.00675】
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(推):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(§):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

スピネトラム

食品名	ppm	残留基準値
米(玄米をいう。)	0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
大豆	0.1	
小豆類 <small>注1)</small>	0.1	
えんどう	0.1	
そら豆	0.1	
その他の豆類 <small>注2)</small>	0.1	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。
ばれいしょ	0.1	
かんしょ	0.1	
てんさい	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	
かぶ類の根	0.2	
かぶ類の葉	3	
クレソン	8	
はくさい	1	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
ケール	5	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
こまつな	10	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
きょうな	10	
チングンサイ	10	
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 <small>注3)</small>	10	
エンダイブ	8	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
しゅんぎく	8	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	
その他のきく科野菜 <small>注4)</small>	8	
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	2	注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にら	2	
アスパラガス	0.3	
その他のゆり科野菜 <small>注5)</small>	0.8	
パセリ	8	
セロリ	8	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のせり科野菜 <small>注6)</small>	8	
トマト	0.7	
ピーマン	0.7	
なす	0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	果実及びまくわうり以外のものをいう。
しろうり	0.3	
メロン類果実	0.1	
その他のうり科野菜 <small>注7)</small>	0.3	
ほうれんそう	10	
未成熟えんどう	2	

食品名	ppm	残留基準値
未成熟いんげん えだまめ	1 0.5	
その他の野菜 ^{注8)}	8	
みかん なつみかんの果実全体	0.1 0.3	
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7 0.7	
グレープフルーツ ライム	0.7 0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.7	
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	0.5 0.5 0.5 0.2	
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) おうとう(チェリーを含む。)	0.1 0.5 0.2 0.2 0.5	
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハツクルベリー	2 0.8 0.7 0.5 0.01 0.2	
その他のベリー類果実 ^{注10)}	0.7	
ぶどう かき	0.5 0.3	
バナナ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ	0.3 0.3 0.3 0.02 0.3 0.3 0.3	
その他の果実 ^{注11)}	0.5	
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 ^{注12)}	0.01 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	
茶	40	
その他のスパイス ^{注13)}	3	

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハツクルベリー以外のものをいう。

注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注14)}	8
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注16)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロパモカルブ (Propamocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	プロピルカルバマート骨格を有する殺菌剤である。病原菌の菌糸細胞膜に作用し、細胞内容物の漏出を引き起こすことで効果を発揮すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／疫病、レタス／ベト病 等										
我が国の登録状況	ばれいしょ、レタス等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2005年に JMPRにおける毒性評価が行われADIが設定されている。国際基準はカリフラワー、レタス、畜産物等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、うり科野菜等に、カナダにおいてきゅうり、畜産物等に、EUにおいてレモン、りんご、トマト等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.29 mg/kg 体重/day 【設定根拠】 1年間 慢性毒性試験(ラット・混餌) 無毒性量 29.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロパモカルブとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	8.9	幼小児(1~6歳)	13.1	妊婦	8.3	高齢者(65歳以上)	10.9
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	8.9										
幼小児(1~6歳)	13.1										
妊婦	8.3										
高齢者(65歳以上)	10.9										
意見聴取の状況	平成26年6月2日在京大使館への説明を実施 平成26年7月17日～9月16日WTO通報を実施 平成26年10月3日～11月1日パブリックコメントを実施中										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.3		<0.02,<0.02/<0.02,<0.02
てんさい	0.2	0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	1		1		
はくさい	10	10	○			
キャベツ	0.1	0.1				
芽キャベツ	1	1.0				
チングンサイ	0.5	0.5				
カリフラワー	0.2	0.2				
ブロッコリー	0.5	0.5				
その他あぶらな科野菜	0.5	0.5				
チコリ	2	2		2		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○	100		1.381,0.57
たまねぎ	0.2	0.05	○・申			0.04(\$),<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	3	3.0				
セロリ	0.2	0.2				
トマト	2	2		2		
ピーマン	3	3		3		
なす	0.3	0.3		0.3		
その他のなす科野菜	2	2				【0.51,1.45(\$)】 とうがらし
きゅうり(ガーキンを含む。)	5	5	○	5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5	5		5		
しろうり	5	5		5		
すいか	0.5	0.5				
メロン類果実	0.5	0.5				
まくわうり	0.5	0.5				
その他のうり科野菜	5	5		5		
ほうれんそう	40	40		40		
たけのこ	0.2	0.2				
しょうが	10	10	○			10.2(\$),19.4(\$),5.17(\$) /0.79(\$),4.52(\$)
その他の野菜	0.2	0.2				
いちご	0.1	0.1				
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01				
豚の脂肪	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
とうがらし(乾燥させたもの)		10		10		

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(§):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

プロパモカルブ

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.1
ばれいしょ	0.3
てんさい	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1
はくさい	10
キャベツ	0.1
芽キャベツ	1
チングンサイ	0.5
カリフラワー	0.2
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.5
チコリ	2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	3
セロリ	0.2
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	5
しろうり	5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜 ^{注3)}	5
ほうれんそう	40
たけのこ	0.2
しょうが	10
その他の野菜 ^{注4)}	0.2
いちご	0.1
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注5)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注6)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注6)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注7)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注7)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ハロスルフロンメチル (Halosulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があつたもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。アセトラクテートシンターゼの阻害により生長を停止させ、枯死させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	さとうきび／一年生広葉雑草、直播水稻／水田一年生広葉雑草 等										
我が国の登録状況	さとうきび、直播水稻等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてアーモンド、アスパラガス等に、オーストラリアにおいてとうもろこし、綿実等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口) 無毒性量 10.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ハロスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.7	幼小児(1~6歳)	1.4	妊婦	0.6	高齢者(65歳以上)	0.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.7										
幼小児(1~6歳)	1.4										
妊婦	0.6										
高齢者(65歳以上)	0.8										
意見聴取の状況	平成26年7月10日に在京大使館への説明を実施 平成26年10月3日～11月1日パブリックコメントを実施中 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(#)~0.076(#) (n=11)(米国)】
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.036~0.059(n=11) (こうりやん)(米国)】
小豆類	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(n=10)(いんげんまめ)(米国)】
その他の豆類	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国のいんげんまめ参照】
さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
アスパラガス	0.2	0.2				
トマト	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(n=12)(米国)】
ピーマン	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国)】
なす	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国のトマト、ピーマン及び とうがらし参照】
その他のなす科野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(n=3)(とうがらし)(米国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5		0.5	アメリカ	【<0.1~0.1#(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5		0.5	アメリカ	【<0.50~0.50#(n=5)(米国)】
しろうり	0.5	0.5				
すいか	0.1	0.1				
メロン類果実	0.1	0.1				
まくわうり	0.1	0.1				
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5	アメリカ	【米国のきゅうり及びかぼちゃ参照】
未成熟えんどう	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国の未成熟いんげん参照】
未成熟いんげん	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05(n=8)(米国)】
その他の野菜	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国の未成熟いんげん参照】
ラズベリー	0.05		IT	0.05	アメリカ	【<0.05(n=4)(米国)】
ブラックベリー	0.05		IT	0.05	アメリカ	【<0.05(n=4)(米国)】
ブルーベリー	0.05		IT	0.05	アメリカ	【<0.05(n=6)(米国)】
クランベリー	0.05		IT	0.05	アメリカ	【米国のブルーベリー参照】
ハックルベリー	0.05		IT	0.05	アメリカ	【米国のブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	0.05		IT	0.05	アメリカ	【米国のラズベリー及び ブラックベリー参照】
その他の果実	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国のトマト、ピーマン及び とうがらし参照】
綿実	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05#(n=16)(米国)】
くり	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国のアーモンド、ペカン及び ピスタチオ参照】
ペカン	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05#(n=4)(米国)】
アーモンド	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05#(n=5)(米国)】
くるみ	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【米国のアーモンド、ペカン及び ピスタチオ参照】
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.05#(n=3)(米国)(ピスタチオ)】
その他のスパイス	0.05	0.05				
その他のハーブ	0.05	0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の肝臓	0.1	0.1				
豚の肝臓	0.1	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	
牛の腎臓	0.1	0.1				
豚の腎臓	0.1	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1	アメリカ	
牛の食用部分	0.1	0.1				
豚の食用部分	0.1	0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1	アメリカ	

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 ():使用方法を逸脱して実施された試験成績

ハロスルフロンメチル

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.05
その他の豆類 ^{注3)}	0.05
さとうきび	0.05
アスパラガス	0.2
トマト	0.05
ピーマン	0.05
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.5
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.05
その他の野菜 ^{注6)}	0.05
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハツクルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^{注7)}	0.05
その他の果実 ^{注8)}	0.05
綿実	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注9)}	0.05
その他のスパイス ^{注10)}	0.05
その他のハーブ ^{注11)}	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注13)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しとうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハングルベリー以外のものをいう。

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょとうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

シアゾファミド (Ciazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリア内膜電子伝達系複合体IIIの Qi サイトを阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ぶどう／べと病、かんきつ／褐色腐敗病 等										
我が国の登録状況	ぶどう、かんきつ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてにんじん、ホップ等に、カナダにおいてぶどう、トマト等に、EUにおいてぶどう、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シアゾファミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>15.6</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	国民平均	13.0	幼小児(1~6歳)	22.6	妊婦	13.3	高齢者(65歳以上)	15.6
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	13.0										
幼小児(1~6歳)	22.6										
妊婦	13.3										
高齢者(65歳以上)	15.6										
意見聴取の状況	平成26年8月28日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05		申			<0.01, <0.01
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
大豆 小豆類	0.3 0.1	0.3 0.1	○ ○			0.06(\$), 0.04 0.02 0.02
ばれいしょ こんにゃくいも	0.05 0.3	0.05 0.3	○ ○			<0.01, <0.01 0.09(\$), <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3	0.3	○			0.04, 0.09(はつかだいこんの根)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25	25	○			17.6(\$), 3.9(はつかだいこんの葉)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○○			14.6, 9.72
はくさい	2	2	○○			0.10, 0.72(\$)
キャベツ	0.7	0.7	○○			0.28(#), 0.16(#) (こまつな参照)
ケール	15	15	○○○			9.10(\$), 3.76
こまつな	15	15	○○○			1.85, 4.94
きょうな	10	10	○○○			1.02(\$), 0.76
チングンサイ	3	3	○○○			0.24, 0.40
ブロッコリー	1	1	○○○			5.1, 12.5(\$)(はたけな)
その他のあぶらな科野菜	20	20	○			
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			5.17, 2.44(サラダ菜)
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	0.05 2	0.05 2	○○			<0.01, <0.01 0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○○○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○○○			1.28, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん みつば	0.09 10	0.09 10	○	0.09	アメリカ	【<0.01-0.045(n=18)(米国)】 2.04, 3.46(\$)
トマト ピーマン	2 1	2 1	○○			1.00, 0.72(ミニトマト) 0.33(\$), 0.22
なす その他のなす科野菜	0.5 2	0.5 2	○○			0.11, 0.10 0.68(\$), 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。) かぶちゃん(スカッシュを含む。)	0.7 0.7	0.7 0.7	○○			0.08, 0.23(\$) (きゅうり参照)
しろうり すいか	0.1 0.05	0.1 0.05	○○			
メロン類果実	0.05	0.05	○○			<0.01, <0.01
まくわうり その他のうり科野菜	0.1 0.1	0.1 0.1	○○			<0.01, <0.01
ほうれんそう しょうが えだまめ	25 3 5	25 3 5	○○○			16.2(\$), 7.17 1.38, 0.99(葉しょうが) 2.34(\$), 0.40
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん なつみかんの果実全体	0.7 2	0.7 2	○○			0.25(\$), 0.05 0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○○			2.03(\$), 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○○			(レモン参照)
ライム	5	5	○○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○○			(レモン参照)
もも ネクタリン	0.3 1	0.3 1	○○			0.01, 0.08(\$) 0.18, 0.32(\$)
いちご	0.7	0.7	○○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○○			6.36, 1.90(小粒種)
パパイヤ	0.5	0.5		0.5	台湾	【0.10#(台湾)】
その他の果実	1	1	○○			0.18, 0.40(\$)(いちじく)
ホップ	10	10		10.0	アメリカ	【2.5-6.9(n=3)(米国)】
その他のスパイス	10	10	○○			3.38(\$), 1.51(みかんの果皮)

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のハーブ	15	15	○			6.29(\$), 3.06 (畑わさびの茎葉)/ 3.58, 9.96 (畑わさびの花、花茎及び葉)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

シアンファミド

食品名	ppm 残留基準値
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.05
こんにゃくいも	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	25
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チングンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
しろうり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
ほうれんそう	25
しようが	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注6)}	10

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
もも	0.3
ネクタリン	1
いちご	0.7
ぶどう	10
パンパイヤ	0.5
その他の果実 ^{注8)}	1
ホップ	10
その他のスパイス ^{注9)}	10
その他のハーブ ^{注10)}	15

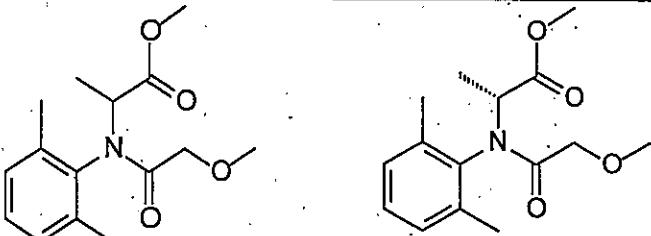
注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (Metalaxylo, Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	 メタラキシル メタラキシルM(メフェノキサム)										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	メタラキシル及びメタラキシルMは酸アミド系殺菌剤である。菌体内におけるRNA、DNA及び脂質の合成阻害により病原菌の菌糸伸長及び胞子形成を阻止することで殺菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稻／黄化萎縮病、みょうがノ根茎腐敗病 等										
我が国の登録状況	稻、みょうが等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2002年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。 國際基準はメタラキシルについて、らっかせい、キャベツ等に設定されている。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、EUにおいてたまねぎ、にんにく等に、オーストラリアにおいて仁果果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類、ぶどう等に基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあっては、メタラキシル及びメタラキシルMとし、畜産物にあっては、メタラキシル及びメタラキシルM並びに代謝物D【2-[2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ】プロピオン酸】をメタラキシル及びメタラキシルMに換算したものの和とする。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="579 1730 1421 1966"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>62.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>31.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	29.6	幼小児(1~6歳)	62.2	妊婦	28.9	高齢者(65歳以上)	31.7
	EDI/ADI (%)										
国民平均	29.6										
幼小児(1~6歳)	62.2										
妊婦	28.9										
高齢者(65歳以上)	31.7										
意見聴取の状況	平成26年8月28日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 未 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.2	0.2				
らっかせい	0.1	0.1		0.1		
その他の豆類	0.2	0.2				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.05		<0.05(#), 0.06(#) 【<0.05(#)(n=16)/ <0.05(#)～0.19(#)(n=8) (米国)】
やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも	0.4 0.3	0.4 0.3	○		0.5*	米国 【米国ばれいしょ、てんさい、 だいこん(根)及びにんじん参照】
てんさい さとうきび	0.05 0.05	0.05 0.05	○	0.05		【<0.05(#)～0.90(#)(n=9) (米国)】 <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉	0.2 2 0.3 0.3	0.2 0.2 0.3 0.3	○ 申・○ ○ ○			0.03, 0.05 【0.23(#)～0.57(#)(n=3)/ 0.28(#)～0.57(#)(n=4) (米国)】 0.08, 0.78(\$) (つまみ菜) <0.1, <0.1 <0.1, <0.1 <0.02, 0.03 (わさびだいこん) 0.020, 0.088
西洋わさび はくさい キャベツ 芽キャベツ こまつな きょうな チングンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜	0.2 0.3 0.5 0.2 1 3 2 0.5 0.5 0.7	0.2 0.3 0.5 0.2 1 3 2 0.5 0.5 0.7	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.20, 0.44 0.26, 0.25 (ひろしまな)
ごぼう しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。) その他のきく科野菜	0.05 4 2 4		申 4 ○ 4		5.0*	米国 【米国レタス及びセロリ参照】 【<0.05(#)～4.9(#)(n=40)/ 0.58(#)～8.4(#)(n=20) (米国)】 【米国レタス及びセロリ参照】
たまねぎ ねぎ(りーキを含む。) ににく アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	2 0.2 0.5 0.05 0.2 0.3	2 0.2 0.5 0.05 0.2 0.3	○ ○ ○ ○ ○ ○	2 0.5 0.05		【<0.02(n=4)(EU)】 0.02(#), 0.03(#) 【EUたまねぎ参照】 <0.1, <0.1 (らっきょう)
にんじん パセリ セロリ みつば その他のセリ科野菜	0.4 2 4 2 1	0.4 2 4 2 1	○ ○ ○ ○ ○	0.05 5.0*	0.5*	米国 【<0.05(#)～0.9(#)(n=6) (米国)】 【0.42(#)～2.5(#)(n=15) (米国)】
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2 2 1 1	2 2 1 1	○ ○ ○ ○	0.5 1 1 1		0.20, 0.50
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1 0.2	1 0.2	○ ○	0.5 0.2		0.20(#), 0.50(#) 0.05, 0.03

食品名	基準値 案・ ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
すいか メロン類果実	0.2 0.7	0.2 0.7	○ ○			
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	2 1 1 0.2 0.2 0.2	2 1 1 0.2 0.2 0.2	○ ○ ○ ○ ○ ○	2 0.05		0.30, 0.31
その他の野菜	3	3	○	0.05		
みかん レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	○			0.04(#), 0.02(#)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2				
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(ブルーンを含む。) おうとう(チェリーを含む。)	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー その他のベリー類果実	7 0.2 0.2 2 0.2	7 0.2 0.2 2 0.2	○	10*	米国	【0.93(#)～4.5(#) (n=8) (米国)】
ぶどう	1	1	○	1		
アボカド パッションフルーツ	0.2 0.2	0.2 0.2	○	0.2		<0.05, <0.05
ひまわりの種子 綿実	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
アーモンド くるみ	0.4 0.4	0.4 0.4		0.5* 0.5*	米国 米国	【<0.05(#)～0.88(#) (n=6)(米国)】 【<0.05(#)～0.13(#) (n=6)(米国)】
カカオ豆 ホップ	※0.2 .10	0.2 10	○	0.2 10		
その他のスパイス	5	5	○			
その他のハーブ	2	2	○			
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.05** 0.05** 0.05**	カナダ カナダ カナダ	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.05** 0.05** 0.05**	カナダ カナダ カナダ	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1		0.3** 0.3** 0.3**	カナダ カナダ カナダ	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3 0.3 0.3	0.3 0.3 0.3		0.85** 0.85** 0.85**	カナダ カナダ カナダ	
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02 0.02 0.02	0.02 0.02 0.02		0.05** 0.05** 0.05**	カナダ カナダ カナダ	

食品名	基準値 ppm	基準 値 現行	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01		0.05** 0.05**	カナダ カナダ	
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01	0.01 0.01		0.05** 0.05**	カナダ カナダ	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.06 0.06	0.06 0.06		0.3** 0.3**	カナダ カナダ	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2		0.7** 0.7**	カナダ カナダ	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.05** 0.05**	カナダ カナダ	
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.05** 0.05**	カナダ カナダ	
魚介類	0.1	0.1				推:0.098
とうがらし(乾燥させたもの)	10	10		10		
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5	5		5		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※ カカオ豆の基準値については、外皮を含まないものに適用するものとする。

○作物残留試験の分析対象

JMPR及びEUではD-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダでは、メタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州では、ラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

「外国基準値」欄に「*印」の記載のあるものは、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所で、代謝物が含まれてい

* 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5≈0.7を換算係数として乗じ、一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。

** 農産物では、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物と代謝物Dの推定最大割合と推定される0.2~0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)をカナダの基準値に乘じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	ppm	残留基準値
米(玄米をいう。)	0.1	※今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びにメタラキシル及びメフェノキサムの代謝物D[2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸]をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいう。
小麦	0.05	
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆	0.05	
小豆類 ^{注2)}	0.2	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
えんどう	0.2	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 ^{注3)}	0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。
ばれいしょ	0.3	
やまいも(長いもをいう。)	0.4	
こんにゃくいも	0.3	
てんさい	0.05	
さとうきび	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	2	
かぶ類の根	0.3	
かぶ類の葉	0.3	
西洋わさび	0.2	
はくさい	0.3	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.2	
こまつな	1	
きょうな	3	
チングンサイ	2	
カリフラワー	0.5	
ブロッコリー	0.5	
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.7	注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう	0.05	
しゅんぎく	4	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注5)}	4	
たまねぎ	2	注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	
にんにく	0.5	
アスパラガス	0.05	
わけぎ	0.2	
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.3	注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん	0.4	
パセリ	2	
セロリ	4	
みつば	2	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	1	

食品名	ppm	残留基準値
トマト	2	
ピーマン	2	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.7	
ほうれんそう	2	
オクラ	1	
しようが	1	
未成熟えんどう	0.2	
未成熟いんげん	0.2	
えだまめ	0.2	
その他の野菜 ^{注9)}	3	
みかん	0.2	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.7	
りんご	0.2	
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
マルメロ	0.2	
びわ	0.2	
もも	0.2	
ネクタリン	0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	
いちご	7	
ラズベリー	0.2	
ブラックベリー	0.2	
ブルーベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注11)}	0.2	
ぶどう	1	
アボカド	0.2	
パッションフルーツ	0.2	
ひまわりの種子	0.05	
綿実	0.05	
アーモンド	0.4	
くるみ	0.4	
カカオ豆(外皮を含まない。)	0.2	
ホップ	10	
その他のスパイス ^{注12)}	5	
その他のハーブ ^{注13)}	2	

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注15)}	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.1
どうがらし(乾燥させたもの)	10
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メトコナゾール (Metconazole).

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	<p>(+)-メトコナゾール-cis (1R, 5S)</p> <p>(-)メトコナゾール-cis (1S, 5R)</p> <p>(+)-メトコナゾール-trans (1R, 5R)</p> <p>(-)メトコナゾール-trans (1S, 5S)</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類のエルゴステロール生合成経路中の 14 位の炭素原子の脱メチル化を阻害する作用により、殺菌効果をもたらすものと考えられている。cis 体及び trans 体の幾何異性体が存在するが、cis 体の方が活性が高い。										
適用作物／適用病害虫等	麦類／うどんこ病、みかん／灰色かび病 等										
我が国の登録状況	麦類、みかん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてバナナ、大麦等、カナダにおいて大麦、なたね等、欧州連合 (EU) において麦類、なたね等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 13 日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：メトコナゾール (cis 体と trans 体の総和) とする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>25.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	9.6	幼小児 (1~6 歳)	25.2	妊婦	11.5	高齢者 (65 歳以上)	8.4
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	9.6										
幼小児 (1~6 歳)	25.2										
妊婦	11.5										
高齢者 (65 歳以上)	8.4										

意見聴取の状況	平成 26 年 8 月 28 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	1	○			0.02, 0.47(\$)
大麦	5	5	○			2.43, 0.87 (大麦参照)
ライ麦	5	5	○			
とうもろこし	0.02	0.02		0.02	アメリカ	【<0.01-0.018(n=20)(米国)】
その他の穀類	5	5	○			(大麦参照)
大豆	0.05	0.05			0.05	アメリカ
小豆類	0.2		IT		0.15	カナダ
えんどう	0.2		IT		0.15	カナダ
そら豆	0.2		IT		0.15	カナダ
らっかせい	0.04	0.04			0.04	アメリカ
その他の豆類	0.2		IT		0.15	カナダ
ばれいしょ	0.04		IT		0.04	アメリカ
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04		IT		0.04	アメリカ
かんしょ	0.04		IT		0.04	アメリカ
やまいも(長いもをいう。)	0.04		IT		0.04	アメリカ
その他のいも類	0.04		IT		0.04	アメリカ
てんさい	0.07	0.07			0.07	アメリカ
しょうが	0.04		IT		0.04	アメリカ
みかん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02 0.03, 0.05
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			(すだち、かぼす参照)
レモン	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	0.3	0.3	○			0.07, 0.05(すだち、かぼす)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			【米国すもも、とうとう参照】
ネクタリン	0.2	0.2			0.2	アメリカ
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2			0.2	アメリカ
すもも(ブルーを含む。)	0.2	0.2			0.2	アメリカ
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2			0.2	アメリカ
ブルーベリー	0.4		IT		0.4	アメリカ
クランベリー	0.4		IT		0.4	アメリカ
ハックルベリー	0.4		IT		0.4	アメリカ
その他のベリー類果実	0.4		IT		0.4	アメリカ
バナナ	0.1	0.1	○		0.1	アメリカ
マンゴー	0.5	0.5			0.5	台湾
ごまの種子	0.08		IT		0.08	カナダ
なたね	0.08	0.04	IT		0.08	カナダ
その他のオイルシード	0.08		IT		0.08	カナダ
くり	0.04	0.04			0.04	アメリカ
ペカン	0.04	0.04			0.04	アメリカ
アーモンド	0.04	0.04			0.04	アメリカ
くるみ	0.04	0.04			0.04	アメリカ
その他のナッツ類	0.04	0.04			0.04	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のスパイス	3	3	○			0.66, 1.06(\$) (みかん果皮)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

メトコナゾール

食品名	ppm	※今回基準値を設定するメトコナゾールとは、メトコナゾール(cis体とtrans体の総和)とする。
小麦	1	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麥、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大麦	5	
ライ麦	5	
とうもろこし	0.02	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
その他の穀類 ^{注1)}	5	
大豆	0.05	
小豆類 ^{注2)}	0.2	
えんどう	0.2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
そら豆	0.2	
らっかせい	0.04	
その他の豆類 ^{注3)}	0.2	
ばれいしょ	0.04	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.04	
かんしょ	0.04	
やまいも(長いもをいう。)	0.04	
その他のいも類 ^{注4)}	0.04	
てんさい	0.07	
しようが	0.04	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.2	
レモン	0.3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	注5)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
グレープフルーツ	0.3	
ライム	0.3	
その他のかんきつ類果実 ^{注5)}	0.3	
ネクタリン	0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	注6)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	
ブルーベリー	0.4	
クランベリー	0.4	注7)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ハックルベリー	0.4	
その他のベリー類果実 ^{注6)}	0.4	
バナナ	0.1	
マンゴー	0.5	
ごまの種子	0.08	注8)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
なたね	0.08	
その他のオイルシード ^{注7)}	0.08	
くり	0.04	
ペカン	0.04	注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
アーモンド	0.04	
くるみ	0.04	
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.04	
その他のスパイス ^{注9)}	3	

エチプロール (Ethiprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	フェニルピラゾール系殺虫剤である。塩素イオンチャンネルを不活性化することで、塩素イオンの流れが止まり、結果としてγ-アミノ酪酸 (GABA) による神経伝達が阻害されることにより作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稻／ウンカ類、だいず／カメムシ類 等										
我が国の登録状況	稻、だいず等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国及びカナダにおいて米、茶に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量 (ADI) 0.005 mg/kg 体重/day [設定根拠] 23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 0.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エチプロールとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	11.2	幼小児 (1~6 歳)	21.6	妊婦	7.5	高齢者 (65 歳以上)	14.1
	EDI/ADI (%)										
国民平均	11.2										
幼小児 (1~6 歳)	21.6										
妊婦	7.5										
高齢者 (65 歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成 26 年 10 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			0.04, 0.043
大豆	0.2	0.2	○			<0.01, 0.05
えだまめ	0.5	0.5	○			0.09, 0.17
みかん	0.1	0.1	○			0.018, 0.012
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.204(\$), 0.099
レモン	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○			0.076, 0.394(\$)
かき	0.2	0.2	○			0.04, 0.04
マンゴー	0.5		申			0.05, 0.14(\$)
茶	10	10	○			3.16(\$), 1.41
その他のスパイス	3	3	○			1.34, 0.79(みかんの果皮)
魚介類	0.09	0.09				推:0.0867

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(注)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

エチプロール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
大豆	0.2
えだまめ	0.5
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.7
りんご	1
かき	0.2
マンゴー	0.5
茶	10
その他のスパイス ^{注2)}	3
魚介類	0.09

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

スピロメシフェン (Spiromesifen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a complex molecule consisting of a cyclohexane ring fused with a cyclopentane ring. The cyclohexane ring has a hydroxyl group (-OH) at position 4 and a methyl group (-CH₃) at position 3. It is substituted with a 2-methylpropyl group at position 1 and a 2-hydroxy-3-methylcyclohexanone group at position 2.</p>										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	環状ケトエノール系の殺虫剤である。アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより殺幼虫、殺卵活性等を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	トマト／コナジラミ類、りんご／リンゴハダニ 等										
我が国の登録状況	トマト、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドにおいて調査した結果、米国において小麦、大麦等に、カナダにおいてブロッコリー、キャベツ等に、EUにおいていちご、なす等に、ニュージーランドにおいてトマト、きゅうり等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質： 農産物及び魚介類にあっては、スピロメシフェン及び代謝物 M1【4-ヒドロキシ-3-メチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】とし、畜産物にあっては、スピロメシフェン、代謝物 M1、代謝物 M2【4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】及び代謝物 M2 の抱合体【4-ヒドロキシメチルグルコシド】とする。										
暴露評価	<p>EDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6歳)</td> <td>51.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>27.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>34.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI／ADI (%)	国民平均	28.9	幼小児 (1～6歳)	51.2	妊婦	27.0	高齢者 (65歳以上)	34.3
	EDI／ADI (%)										
国民平均	28.9										
幼小児 (1～6歳)	51.2										
妊婦	27.0										
高齢者 (65歳以上)	34.3										
意見聴取の状況	平成 26 年 10 月 10 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.01	0.01			0.03	アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
大麦	0.01	0.01			0.03	アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
とうもろこし	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【<0.01(n=18)(米国)】
その他の穀類	0.01	0.01			0.03	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
小豆類	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【<0.02(n=10)(米国)】
えんどう	0.2	0.2			0.2	アメリカ	【<0.037-0.111(n=6)(米国)】
そら豆	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国小豆類参照】
その他の豆類	0.2	0.2			0.2	アメリカ	【米国えんどう参照】
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.02 0.02	0.02			0.02	アメリカ	【<0.01(n=14)(米国)】
かんしょ	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.01	0.01			0.03	アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】
クレソン キャベツ	12 2	12 2			12 2.0	アメリカ アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】 【0.017-1.910(n=6)(米国)】
芽キャベツ	2	2			2.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール きょうな チンゲンサイ	12 12 12	12 12 12			12 12 12	アメリカ アメリカ アメリカ	【米国からしな参照】 【米国からしな参照】 【米国からしな参照】
カリフラワー ブロッコリー	2 2	2 2			2.0 2.0	アメリカ アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】 【0.017-0.713(n=6)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	12	12			12	アメリカ	【0.69-10.03(n=5)(からしな)(米国)】
チコリ エンダイプ しゅんぎく	12 12 12	12 12 12			12 12 12	アメリカ アメリカ アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】 【米国レタス、ほうれんそう参照】 【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	12	12			12	アメリカ	【0.161-4.65(n=6)(head lettuce)、 0.533-9.99(n=6)(leaf lettuce)(米国)】
その他のきく科野菜	12	12			12	アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら わけぎ その他のゆり科野菜	0.09 0.09 0.09 0.09 0.09 0.09	0.09 0.09 0.09 0.09 0.09 0.09			0.09 0.09 0.09 0.09 0.09 0.09	アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ アメリカ	【詳細は別紙1-3参照】 【詳細は別紙1-3参照】 【米国たまねぎ、ねぎ参照】 【米国たまねぎ、ねぎ参照】 【米国たまねぎ、ねぎ参照】 【米国たまねぎ、ねぎ参照】
バセリ セロリ その他のせり科野菜	12 6 12	12 6 12			12 6 12	アメリカ アメリカ アメリカ	【米国レタス、ほうれんそう参照】 【0.0231-4.24(n=8)(米国)】 【米国レタス、ほうれんそう参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	3	3	○			1.09(\$), 0.82(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○			1.38, 0.77
なす	2	2	○			1.00(#), 0.66(#)
その他のなす科野菜	5	5	○			2.67, 2.92(しとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【0.017-0.034(n=6)(米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.01-0.052(n=5)(米国)】
しろとうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	
すいか	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.03
メロン類果実	0.1	0.1				
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	
その他のうり科野菜	0.1	0.1				
ほうれんそう	12	12			12	アメリカ
しょうが	0.02	0.02			0.02	アメリカ
未成熟いんげん	1	1			1	EU
その他の野菜	12	12			12	アメリカ
みかん	0.2		申			0.03(\$), <0.02
なつみかんの果実全体	2		申			1.00, 0.79
レモン	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2		申			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	2	2	○			0.86, 0.37
日本なし	2	2	○			0.56(\$), 0.34
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
ネクタリン	1	1	○			0.50, 0.44
あんず(アプリコットを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	0.7	○			0.24(\$), 0.09
うめ	5	5	○			2.14(\$), 0.86
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			2.63, 2.66
いちご	2	2		2.0	アメリカ	【0.283-1.64(n=8)(米国)】
ブルーベリー	2	2		2.0	アメリカ	【米国いちご参照】
クランベリー	2	2		2.0	アメリカ	【米国いちご参照】
その他のベリー類果実	2	2		2.0	アメリカ	【米国いちご参照】
ぶどう	10	10	○			1.15, 4.18(\$)
その他の果実	0.5	0.5				
綿実	0.5	0.5		0.50	アメリカ	【<0.008-0.459(n=12)】
茶	30	30	○			21.5(\$), 6.4
その他のスパイス	10	10	○			
その他のハーブ	45	45		45	アメリカ	【3.26-19.0(n=5)(ミント)(米国)】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
牛の脂肪	0.1	0.1		0.10	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.10	アメリカ	
牛の肝臓	0.2	0.2		0.20	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.20	アメリカ	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2			0.20 0.20	アメリカ アメリカ
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2 0.2	0.2 0.2			0.20 0.20	アメリカ アメリカ
乳	0.01	0.01			0.01	アメリカ
魚介類	0.06	0.06				推:0.052

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

スピロメシフェン

食品名	残留基準値 ppm	
小麦	0.01	
大麦	0.01	
とうもろこし	0.02	
その他の穀類 ^{注1)}	0.01	※今回基準値を設定するスピロメシフェンとは、農産物及び魚介類にあってはスピロメシフェン及び代謝物M1【4-ヒドロキシ-3-メチル-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】をスピロメシフェンに換算したものの和をいい、畜産物にあってはスピロメシフェン、代謝物M1をスピロメシフェンに換算したもの、代謝物M2【4-ヒドロキシ-3-(4-ヒドロキシメチル-2,6-ジメチルフェニル)-1-オキサスピロ[4.4]ノナ-3-エン-2-オン】をスピロメシフェンに換算したもの及び代謝物M2の抱合体をスピロメシフェンに換算したものの和をいう。
小豆類 ^{注2)}	0.02	
えんどう	0.2	
そら豆	0.02	
その他の豆類 ^{注3)}	0.2	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。)	0.02 0.02	
かんしょ やまいも(長いもをいう。)	0.02 0.02	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他のいも類 ^{注4)}	0.02	
てんさい	0.01	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
クレソン	12	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ケール	12	
きょうな	12	
チンゲンサイ	12	
カリフラワー	2	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
プロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	12	
チコリ	12	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
エンダイブ	12	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
しゅんぎく	12	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、プロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	12	
その他のきく科野菜 ^{注6)}	12	
たまねぎ	0.09	
ねぎ(リーキを含む。)	0.09	
にんにく	0.09	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、
にら	0.09	
わけぎ	0.09	トリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.09	
パセリ	12	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、
セロリ	6	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	12	わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注9)}	5	
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
しろうり	0.1	
すいか	0.3	
メロン類果実	0.1	

食品名	ppm	残留基準値
まくわうり	0.1	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.1	
ほうれんそう	12	
しょうが	0.02	
未成熟いんげん	1	
その他の野菜 ^{注11)}	12	
みかん	0.2	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	2	
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
もも	0.2	
ネクタリン	1	
あんず(アプリコットを含む。)	5	
すもも(ブルーンを含む。)	0.7	
うめ	5	
おうとう(チェリーを含む。)	5	
いちご	2	
ブルーベリー	2	
クランベリー	2	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	2	
ぶどう	10	
その他の果実 ^{注14)}	0.5	
綿実	0.5	
茶	30	
その他のスパイス ^{注15)}	10	
その他のハーブ ^{注16)}	45	
牛の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注17)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	
牛の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注18)}	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.01	
魚介類	0.06	

注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろとうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッショングルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、バブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注18)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

テブフロキン (Tebuflouquin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式	<p>The chemical structure shows a quinolinone core with a tert-butyl group at position 6 and a 2-fluoro-4-methyl-3-methoxyphenyl group at position 4.</p>										
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	アシルオキシキノリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／いもち病										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 4.13 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：テブフロキン及び代謝物M1【6-tert-ブチル-8-フルオロ-2,3-ジメチル-4(1H)-キノリノン】とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>12.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.3	幼小児(1~6歳)	12.7	妊婦	6.4	高齢者(65歳以上)	12.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	10.3										
幼小児(1~6歳)	12.7										
妊婦	6.4										
高齢者(65歳以上)	12.7										
意見聴取の状況	平成26年10月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をい。)	0.5	0.5	○			0.10,0.13
大豆	0.2		申			0.03,0.03
はくさい	0.1		申			0.022,0.022
ねぎ(リーキを含む。)	0.2		申			0.033,0.033
トマト	1		申			0.31,0.30
茶	15		申			3.28,6.25(\$)
魚介類	0.09	0.09				推:0.082

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(5)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

テブフロキン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
大豆	0.2
はくさい	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
トマト	1
茶	15
魚介類	0.09

※今回基準値を設定するテブフロキンとは、テブフロキン及び代謝物M1【6-tert-ブチル-8-フルオロ-2,3-ジメチル-4(1H)-キノリノン】をテブフロキン含量に換算したものの和をいう。

ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請およびインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	アミノ酸アミドカルバメート系殺菌剤である。ホスファチジルエタノールアミン N-メチルトランスフェラーゼの活性を特異的に低下させて細胞膜主要構成成分であるホスファチジルコリンの生合成を阻害することにより、殺菌作用を示す。										
適用作物／適用病害虫等	きゅうり／べと病、トマト／疫病 等										
我が国の登録状況	きゅうり、トマト等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国、カナダにおいてトマト及びぶどうに、EUにおいてばれいしょ、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	一日摂取許容量(ADI) 0.069 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験(ラット・混餌) 無毒性量 6.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験(+/-) <i>in vivo</i> 試験(-)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ベンチアバリカルブイソプロピルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>5.7</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	国民平均	4.9	幼小児(1~6歳)	8.8	妊婦	4.9	高齢者(65歳以上)	5.7
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	4.9										
幼小児(1~6歳)	8.8										
妊婦	4.9										
高齢者(65歳以上)	5.7										
意見聴取の状況	平成26年10月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準 値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
ばれいしょ	0.02	0.02	○			<0.005,0.0006
はくさい キャベツ ブロッコリー	2 0.05 1	2 0.05	○ ○ 申			0.595(\$),0.020 <0.01(#),<0.01(#) 0.29,0.38
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) アスパラガス その他のゆり科野菜	0.02 0.7 0.3 0.05	0.02 0.7 0.3 0.05	○ ○ ○ ○			<0.005,<0.005 0.16(#),0.21(#)(0.08,0.05 <0.01,<0.01(らつきよう)
トマト なす その他のなす科野菜	2 2 2	2 2	○ ○ IT		2 韓国	0.71,0.50(ミニトマト参照) 0.24(#), 0.72(#)(【0.32-0.42(n=3) (どうがら し)(韓国)】
きゅうり(ガーリックを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実	0.5 0.3 0.05 0.05	0.5 0.3 0.05 0.05	○ ○ ○ ○			0.075(#),0.149(#) 0.02(#),0.06(#)(<0.01,<0.01 <0.01(#),<0.01(#)
いちご	2		申			0.56(\$),0.24
ぶどう	2	2	○			0.840,0.774
その他の果実	1		申			0.34,0.31(いちじく)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ベンチアバリカルブイソプロピル

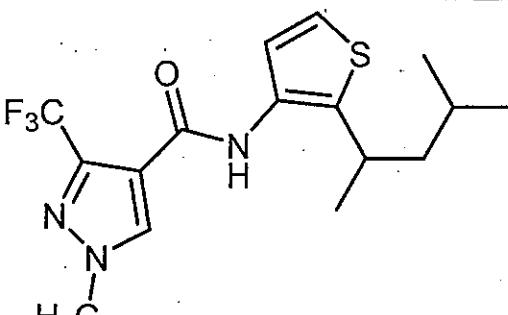
食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.05
ばれいしょ	0.02
はくさい	2
キャベツ	0.05
ブロッコリー	1
たまねぎ	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	0.7
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.05
トマト	2
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注2)}	2
きゅうり(ガーリンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
いちご	2
ぶどう	2
その他の果実 ^{注3)}	1

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パインアップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

ペンチオピラド (Penthiopyrad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	ピラゾール系殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体IIの阻害作用により、ATP合成を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	キャベツ／株腐病、はくさい／黒斑病 等										
我が国の登録状況	キャベツ、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2011年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準についてはきゅうり、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、トマト等に、カナダにおいてらっかせい、ほうれんそう等に、EUにおいてりんご、おうとう等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>一日摂取許容量 (ADI) 0.081 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 8.10 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験 : <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあってはペンチオピラドとし、畜産物にあってはペンチオピラド及び代謝物 PAM【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド】とする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民平均	13.6	幼小児 (1~6歳)	21.0	妊婦	12.0	高齢者 (65歳以上)	16.2
	EDI/ADI (%)										
国民平均	13.6										
幼小児 (1~6歳)	21.0										
妊婦	12.0										
高齢者 (65歳以上)	16.2										
意見聴取の状況	平成26年10月10日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.2	0.2		0.1	0.15	アメリカ	【<0.003-0.091(n=28)(米国)】
大麦	0.2	0.2		0.2	0.15	アメリカ	【<0.003-0.23(n=22)(米国)】
ライ麦	0.2	0.2		0.1	0.15	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】
とうもろこし	0.02	0.02		0.02			
そば	0.2	0.2		0.15	アメリカ	【米国小麦、大麦参照】	
その他の穀類	0.8	0.8		0.8	0.8	アメリカ	【0.060-0.42(n=9) (ゾルガム)(米国)】
大豆	0.4	0.4		0.3	0.4	アメリカ	【<0.003-0.42(n=23)(米国)】
小豆類	0.4	0.4		0.3	0.4	アメリカ	【0.010-0.24(n=7) (Shelled bean)(米国)】
えんどう	0.4	0.4		0.3	0.4	アメリカ	【0.040-0.14(n=7) (Shelled pea)(米国)】
そら豆	0.4	0.4		0.3	0.4	アメリカ	【米国Shelled bean, Shelled pea参照】
らつかせい	0.05	0.04		0.05			
その他の豆類	0.4	0.4		0.3	0.4	アメリカ	【米国Shelled bean, Shelled pea参照】
ばれいしょ	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ	【<0.003-0.075(n=50)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06	0.06		0.06	0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
かんしょ	0.06	0.06		0.06	0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.06	0.06		0.06	0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.06	0.06		0.06	0.06	アメリカ	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.5			0.5			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	30		30			
かぶ類の葉	50	50		50			
クレソン	30	30		30			
はくさい	30	30	○	30			
キャベツ	5	5	○	4	5	アメリカ	【0.024-2.2(n=10)(米国)】
芽キャベツ	5	5		5	5	アメリカ	【米国キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
ケール	50	50		30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
こまつな	50	50		30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
きょうな	50	50		30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
チングンサイ	50	50		30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	5	5		5	5	アメリカ	【0.11-0.50(n=3)(米国)】
ブロッコリー	10	5	申	5	5	アメリカ	1.19, 3.17(\$)
その他のあぶらな科野菜	50	50		30	50	アメリカ	【米国からしな参照】
チヨリ	30	30		30			
エンダイブ	30	30		30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	30	30		30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○	30	30	アメリカ	【<0.003-3.4(n=12)(レタス, Head) 1.1-11(n=12)(レタス, Leaf)(米国)】 1.45, 0.12(レタス)、13.8, 5.68(サラダ 菜)、13.0, 1.77(リーフレタス)
その他のきく科野菜	30	30		30	30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】
たまねぎ	0.7	0.7	○	0.7			
ねぎ(リーキを含む。)	4	4	○	4			
にら	20		申				14.7(\$), 4.22
アスパラガス	0.3	0.3	○				0.06, 0.01
その他のゆり科野菜	4	4		4			
にんじん	0.6	0.6	○	0.6			
バセリ	30	30					
セロリ	30	30		15	30	アメリカ	【1.5-8.7(n=11)(米国)】
その他のせり科野菜	30	30			30	アメリカ	【米国セロリ、レタス、 ほうれんそう参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	3	3	○	2	3	アメリカ
ピーマン	3	3	○	2	3	アメリカ
なす	3	3	○	2	3	アメリカ
その他のなす科野菜	30	30	○	30		【米国トマト、ピーマン、とうがらし・しそう参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
しろうり	0.5	0.5		0.5		
すいか	0.05	0.05	○			0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			0.01,<0.01
その他のうり科野菜	30	30	○	30		
ほうれんそう	30	30		30	30	アメリカ
オクラ	2	2	○	2		【0.81-15(n=10)(米国)】
しょうが	0.06	0.06		0.06		【米国ばかりいしょ参照】
未成熟えんどう	4	4	○	3	4	【0.088-1.5(n=6)(米国)】
未成熟いんげん	4	4	○	3	4	【0.12-1.5(n=8)(米国)】
えだまめ	4	4	○	4		【米国未成熟えんどう、未成熟いんげん参照】
しいたけ	2	2		2		
その他のきのこ類	2	2		2		
その他の野菜	30	30	○	30		
みかん	0.5	0.5	○			0.06,0.16
なつみかんの果実全体	2		申			0.59,0.50
レモン	3		申			(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3		申			(かぼす、すだち参照)
グレープフルーツ	3		申			(かぼす、すだち参照)
ライム	3		申			(かぼす、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	3		申			0.91(すだち)/1.33(かぼす)
りんご	2	2	○	0.4		0.64,0.63
日本なし	3	3	○	0.4		1.26,1.14
西洋なし	3	3	○	0.4		(日本なし参照)
マルメロ	0.5	0.5		0.4	0.5	【<0.003-0.23(n=20)(りんご) <0.003-0.25(n=10)(なし)(米国)】
もも	0.2	0.2	○			0.04,0.02
ネクタリン	4	4	○	4		
あんず(アプリコットを含む。)	10	4	申	4		(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	4	4	○	4		
うめ	10	4	申	4		3.90(\$),1.58
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	4		2.18,1.18
いちご	3	3	○	3	3	【0.37-2.0(n=9)(米国)】
ブルーベリー	3	3		3		【米国いちご参照】
クランベリー	3	3		3		【米国いちご参照】
その他のベリー類果実	3	3		3		【米国いちご参照】
ぶどう	10	10	○			3.68,1.06
かき	3	3	○			1.20,0.39
その他の果実	3	3		2	3	【米国トマト、ピーマン、とうがらし・しそう参照】
ひまわりの種子	2	2		1.5		【0.008-0.80(n=9)(米国)】
綿実	2	2		0.5	1.5	【米国ひまわりの種子、なたね参照】
なたね	2	2		0.5	1.5	【<0.003-0.63(n=21)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きんなん	0.05	0.05		0.05		
くり	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ
ペカン	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ
アーモンド	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ
くるみ	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ
その他のナッツ類	0.06	0.06		0.05	0.06	アメリカ
その他のスパイス	15	15	○			9.16, 5.58(みかん果皮)
その他のハーブ	50	50	○	30	50	アメリカ
牛の筋肉	0.04			0.04		【推:0.026】
豚の筋肉	0.04			0.04		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04			0.04		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.05			0.05		【推:0.036】
豚の脂肪	0.05			0.05		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05			0.05		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.08			0.08		【推:0.065】
豚の肝臓	0.08			0.08		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08			0.08		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.08			0.08		【推:0.055】
豚の腎臓	0.08			0.08		【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08			0.08		【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.08			0.08		【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.08			0.08		【牛の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08			0.08		【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.04			0.04		【推:0.03】
鶏の筋肉	0.03			0.03		【推:0.021】
その他の家きんの筋肉	0.03			0.03		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.03			0.03		【推:0.023】
その他の家きんの脂肪	0.03			0.03		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.03			0.03		【推:0.023】
その他の家きんの肝臓	0.03			0.03		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.03			0.03		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.03			0.03		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.03			0.03		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.03			0.03		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.03			0.03		【推:0.023】
その他の家きんの卵	0.03			0.03		【鶏の卵参照】
小麦はい芽	0.2			0.2		
小麦ふすま	0.2			0.2		
どうもろこし粉	0.05			0.05		
どうもろこし油(注1を除く。)	0.2			0.15		
ちっかせい油(注2に限る。)	0.5			0.5		
なたね油(注3に限る。)	1			1		
なたね油(注3を除く。)	1			1		

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(*)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用どうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油とこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注3)食用植物油脂の日本農林規格に規定するなたね油、なたねサラダ油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

ベンチオピラド

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
とうもろこし	0.02
そば	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.8
大豆	0.4
小豆類 ^{注2)}	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注3)}	0.4
ばれいしょ	0.06
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06
かんしょ	0.06
やまいも(長いもをいう。)	0.06
その他のいも類 ^{注4)}	0.06
てんさい	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30
かぶ類の葉	50
クレソン	30
はくさい	30
キャベツ	5
芽キャベツ	5
ケール	50
こまつな	50
きょうな	50
チンゲンサイ	50
カリフラワー	5
ブロッコリー	10
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	50
チコリ	30
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30
たまねぎ	0.7
ねぎ(リーキを含む。)	4
にら	20
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	4

※今回基準値を設定するベンチオピラドとは、農作物にあっては親化合物のみをいい、畜産物にあっては親化合物及び代謝物PAM【1-メチル-3-トリフルオロメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド】をベンチオピラドに換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。
注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
にんじん	0.6	
パセリ	30	
セロリ	30	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	30	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	3	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	30	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろうり	0.5	
すいか	0.05	
メロン類果実	0.05	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	30	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	30	
オクラ	2	
しようが	0.06	
未成熟えんどう	4	
未成熟いんげん	4	
えだまめ	4	
しいたけ	2	
その他のきのこ類 ^{注11)}	2	注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注12)}	30	注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.5	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	
グレープフルーツ	3	
ライム	3	
その他のかんきつ類果実 ^{注13)}	3	注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	3	
西洋なし	3	
マルメロ	0.5	
もも	0.2	
ネクタリン	4	
あんず(アプリコットを含む。)	10	
すもも(ブルーンを含む。)	4	
うめ	10	
とうとう(チェリーを含む。)	5	
いちご	3	
ブルーベリー	3	
クランベリー	3	
その他のベリー類果実 ^{注14)}	3	注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
かき	3	
その他の果実 ^{注15)}	3	

食品名	ppm	残留基準値
ひまわりの種子	2	注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
綿実	2	
なたね	2	
ぎんなん	0.05	
くり	0.06	
ペカン	0.06	
アーモンド	0.06	
くるみ	0.06	
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.06	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注17)}	15	
その他のハーブ ^{注18)}	50	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.04	
豚の筋肉	0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.04	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.08	
豚の肝臓	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.08	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の腎臓	0.08	
豚の腎臓	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.08	
牛の食用部分 ^{注20)}	0.08	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.08	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.08	
乳	0.04	
鶏の筋肉	0.03	
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.03	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.03	
その他の家きんの脂肪	0.03	
鶏の肝臓	0.03	
その他の家きんの肝臓	0.03	
鶏の腎臓	0.03	
その他の家きんの腎臓	0.03	
鶏の食用部分	0.03	
その他の家きんの食用部分	0.03	注22) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用どうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。
鶏の卵	0.03	
その他の家きんの卵	0.03	
小麦はい芽	0.2	注23) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油と同等以上の規格を有すると認められる食用油。
小麦ふすま	0.2	
どうもろこし粉	0.05	
どうもろこし油(注22を除く。)	0.2	
らっかせい油(注23に限る。)	0.5	注24) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。
なたね油(注24に限る。)	1	
なたね油(注24を除く。)	1	

乳及び乳製品の成分規格等の見直しについて（概要）

1. 経緯

- 乳及び乳製品については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）により規格基準が定められている。
- 乳の種類ごとに、正常乳の指標として比重等が定められているが、近年の家畜改良、製造技術の発展、製品の多様化等により、その実態が変わってきており、実態に即した規格基準とするよう関係業界から要望があった。
- 平成 26 年 2 月 5 日に開催された、乳肉水産食品部会において、乳等省令の規格基準について審議され、以下の改正が妥当であるとされた。
- これらの改正について、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を求めたところ、本改正により人への健康へのリスクが高まるとは考え難いとの評価結果を受けた。

2. 改正内容

（1）生乳、牛乳及び特別牛乳の比重について

比重の規格基準は、生乳に加水して增量する等の行為を防止するために一般的な生乳の比重を設定しているところ、近年の家畜改良や飼育技術管理の向上により、生乳の比重が増加している。生乳の比重の上限値は疾病牛の適切な指標ではないと考えられ、また今後の家畜改良の妨げになり得ることから、生乳、牛乳及び特別牛乳の比重の上限を撤廃する。

（2）成分調整牛乳の酸度並びに低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳の比重について

酸度は乳等の衛生指標（鮮度）として用いられている。近年、乳成分の除去に膜濃縮技術が用いられているが、同技術を用いた場合、乳の成分バランスが変化し、比重や酸度が高くなる場合がある。比重については、上述のとおり、疾病牛の適切な指標ではないと考えられ、新鮮な乳を衛生的に処理したとしても、酸度や比重は製造工程における乳成分の調整により高くなることから、成分調整牛乳の酸度の改正並びに低脂肪乳及び無脂肪牛乳の比重の上限を撤廃する。

（3）殺菌山羊乳の無脂乳固形分及び乳脂肪分について

山羊乳は季節、飼料、個体差等により乳成分の変動が大きく、また山羊の家畜改良や飼育頭数の減少などによる状況の変化により、現在の殺菌山羊乳の無脂乳固形分及び乳脂肪分の規格が実態に即しておらず、販売できない事例が報告されている。このため、一般的な山羊乳の乳成分を考慮し、無脂乳固形分及び乳脂肪分を引き下げる。

（4）発酵乳（発酵後殺菌するもの）

発酵乳を発酵後殺菌したものは、市場のニーズがあり、また、国際的にも発酵乳の範疇に含められている。我が国でも、乳製品乳酸菌飲料には発酵後に殺菌されたものと殺菌していないものがあり、発酵乳についても同様の取扱いをしても問題ないと考えられる。このため、発酵乳であって、発酵後殺菌するものについては、乳酸菌数又は酵母数の成分規格の適用外とする。

(5) 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の原料の殺菌にかかる製造基準

平成14年、新たにQ熱病原体(*Coxiella burnetii*)の耐熱性に関する知見が得られたことから、牛乳の製造方法の基準として、保持式により63℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法に改正されている。一方、発酵乳においても、近年生乳から製造されることもあること、乳酸菌飲料及び乳飲料は乳を原料とすることから、乳酸菌飲料及び乳飲料の原料においても牛乳と同等の殺菌基準とする。

(6) 低温で発酵した製品の乳酸菌数の測定法について

至適温度が低温(25度前後)の乳酸菌を用いた発酵乳は、乳等省令で定められた測定法では培養温度が高いため、適切に乳酸菌数が測定されず、発酵乳の成分規格(乳酸菌数)を満たさない。このため、至適温度が低い乳酸菌を用いた発酵乳も適切に乳酸菌数が測定できるよう測定法の改正を行う。また、乳酸菌飲料についても今後同様の乳酸菌を用いた製品が考えられることから改正を行う。

(改正内容一覧)

種類別	成分規格	現行	改正案
生乳、牛乳、特別牛乳	比重(ジャージー種の牛以外)	1.028~1.034	1.028以上
	比重(ジャージー種の牛)	1.028~1.036	
殺菌山羊乳	無脂乳固形分	8.0%以上	7.5%以上
	乳脂肪分	3.6%以上	2.5%以上
成分調整牛乳	酸度	0.18%以下	0.21%以下
低脂肪牛乳	比重	1.030~1.036	1.030以上
	酸度	0.18%以下	0.21%以下
無脂肪牛乳	比重	1.032~1.038	1.032以上
	酸度	0.18%以下	0.21%以下
発酵乳	乳酸菌数又は酵母数(1ml当たり)	1,000万以上	1,000万以上(発酵後殺菌を除く)
発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料	原料の殺菌条件	62℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法	保持式により63℃で30分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法
発酵乳、乳酸菌飲料	乳酸菌数の測定方法	35℃から37℃までの温度で培養	35℃から37℃(発酵温度が25℃前後の製品では24℃から26℃)までの温度で培養